

原動機付自転車等改造申告書

(あて先) さいたま市長

【改造前の原動機付自転車等】

車名		車種	第1種・第2種乙・第2種甲
登録済標識番号		車台番号	

上記の原動機付自転車等について、下記のとおり改造しました。

なお、裏面記載の留意事項を了承し、この件に関する一切の責任は私が負うことを誓約します。
また、貴市からの質問、資料提出の求めには速やかに回答します。

令和 年 月 日

納税義務者 住所 _____

氏名 _____ ※

電話 _____

※本人または法人等の代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

1. 排気量の変更を行った。

排気量	(変更前) _____ cc・kW	⇒	(変更後) _____ cc・kW
改造内容	<input type="checkbox"/> 動力装置の載せ換え <input type="checkbox"/> エンジン内部のポーリング <input type="checkbox"/> 改造キットの取付け <input type="checkbox"/> その他 (右欄に記載)		(具体的改造内容)
使用部品の商品名、型番等 (注)	領収証・取扱説明書等の資料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (理由: _____)		

(注) 業者・販売店による改造により不明な場合は「領収証・取扱説明書等の資料の有無」のみ記入する。

2. その他車両種別の変更となる改造を行った。(例: 第1種原動機付自転車をミニカーに改造)

(具体的改造内容)

※ 業者・販売店による改造の場合は、以下の部分も記入してください。

名称	
所在地	
電話番号	

【留意事項】

- ・ 原動機付自転車等を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合は、この申告書を記載のうえ、必要書類を添付して提出してください。
- ・ 添付していただく必要書類は、下記のとおりです。
 - 1 専門業者に頼んだ場合
業者からの請求書、領収証など（改造したことが分かるものに限る。）
 - 2 自分で改造した場合
 - 動力装置の載せ換え・・・エンジン（モーター）購入時の領収証など
 - エンジン内部のボーリング・・・変更したピストン購入時の領収証など
 - 改造キット（ボアアップキット）の取付け・・・改造キット購入時の領収証、改造キットの取扱説明書など
 - ミニカーへの輪距変更・・・輪距を測定した際の写真など
- ・ 必要書類が添付できない場合はその理由をご記入ください。
- ・ 三輪の原動機付自転車の排気量について、50ccを超える改造を施した場合、原動機付自転車の種別から外れるため、市税事務所および市税の窓口では登録できません。
- ・ 標識の変更は、税率の変更があったことを示すに過ぎません。さいたま市は、走行性・安全性などを確認したわけではなく、また、改造した車両が「道路運送車両の保安基準に適合する」ことを保証しませんのでご了承ください。
- ・ 標識の変更のみをもって、「1人乗り」の車両が「2人乗り」の車両に変わるわけではありません。
- ・ 運転免許の種類は、変更後の車両の種類に応じたものが必要になります。
- ・ 上記のほか、道路交通法における取扱いはご自身でご確認ください。

- ・ 虚偽の申告があった場合には、地方税法第448条に違反し罰せられます。

●地方税法第448条

（軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪）

「(略) 申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。」